

ID: 99

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	搬入の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ごみ処理場条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第101号		
【根拠条文】 (搬入の許可) 第4条 市内の土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理責任者)が自ら廃棄物を搬入しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、搬入される廃棄物について検査を行い、処理上支障があるものについては、搬入の制限及び必要な指示をするものとする。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (搬入の規制) 第5条 市長は、次に掲げる廃棄物については、搬入の許可をしないものとする。 (1) 有毒性物質を含むもの (2) 爆発物その他危険性のあるもの (3) 著しく悪臭を発するもの (4) 感染症の病原体に汚染された疑いのあるもの(消毒済のものを除く。) (5) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (6) その他市長が特に指定するもの 2 長門市一般廃棄物最終処分場への搬入は、長門市清掃工場及び長門市リサイクルセンターから排出される不燃物残渣等に限るものとする。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日